

学校法人水野学園 GPA 制度に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、本学園において、学修の状況および成果の客観的評価を示す指標であるグレード・ポイント・アベレージの制度に関し必要な事項を定め、学生の能動的かつ計画的な学習を促すとともに、教員等による的確かつ組織的な修学指導を推進し、教育の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) グレード・ポイント (以下「G P」という。) 履修科目の成績に基づき算出される0から4までの数値をいう。
- (2) グレード・ポイント・アベレージ (以下「G P A」という。) 履修科目のG Pと履修時間の積の総和を履修科目の総時間数の和で除した数値をいう。
- (3) 年度G P A 各年度におけるG P Aをいう。

(対象学生)

第3条 G P A制度を適用する対象学生は、本学園の専門課程に在籍する全ての学生とする。

(対象授業科目)

第4条 本学園で実施される授業科目のうち、成績評価がなされる授業科目が対象となる。

(評価およびG P)

第5条 成績評価に与えられるG Pは、次表のとおりとする。

成績評価	G P
A	4
B	3
C	2
D	1
F	0

2 成績評価「P」はG Pの対象とならない。

(G P Aの算出方法)

第6条 年度G P Aの計算式は以下の通りとし、算出された数値の小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{年度G P A} = \frac{\text{(当該年度に評価を受けた授業科目のG P} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該年度に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

(G P A算出期日の取り扱い)

第7条 G P Aの算出は、原則として年度単位で行うこととし、年度末の指定された成績登録締切日までに確定した成績に基づいて行う。

(G P Aの再計算)

第8条 追試験、成績の訂正等により成績または履修科目変更が生じた場合は、速やかにG P Aを再計算するものとする。

(G P Aの教員への通知)

第9条 G P Aの教員への通知は、各科教務事務担当から各科責任者及び各クラス担任へ提供するものとする。

2 各教員は学生のG P Aについて、水野学園個人情報管理規則に基づき、適切に管理するものとする。

(学修指導)

第10条 各科責任者は、G P Aを適切に利用した学修指導の計画を策定し、各クラス担任はその計画に基づいて学生の学修指導を行うものとする。

附 則

この内規は、2019年4月1日から施行する。